

日本の公的年金は米国のインフラ整備に回ってしまうのか

政府は関与を否定。受給者の利益になる GPIF の独立した判断を

日刊工業新聞 2017年02月08日

塩崎恭久厚生労働相は7日の閣議後の記者会見で、政府が米国への経済協力の一環として年金積立金管理運用独立行政法人（GPIF）の資金を活用するとの報道について、「GPIFは被保険者の利益のためだけに運用のことを考えるのが使命。政治判断が入ることはありえない」とし、改めて否定した。

GPIFの運用先について、厚労相は「政府が指示することは法律上できない」と指摘。GPIFが「政府や外の人から言われ、影響を受けることは全くない」と強調した。

安倍晋三首相も7日の衆院予算委で、「私はGPIFにそもそも指図できない」と発言。野党が政府の指示で年金資金を米国のインフラ整備に充てようとしていると批判したのに強く反論した。GPIFが独自の判断に基づいて米国のインフラに投資する可能性については「当然あり得る」と指摘した。

一方、GPIFの高橋則広理事長は、「投資対象に契約上、米国を含むことはあり得る」と発言した。事業の採算を見極めたうえで米国にも投資する可能性があるとの認識を示した。

10日に予定されている安倍首相とトランプ米大統領の首脳会談において、日本の公的年金を米国のインフラ投資に振り向けるプランが提案されるとの報道が先週から出ている。

GPIFが海外のインフラ投資の案件に出資すること自体は、以前から検討が重ねられてきた。2014年10月に発表されたGPIFの運用見直し案では、全体の5%を上限に、インフラ投資を含むオルタナティブ投資（株式や債券など伝統的資産以外への投資）に資金を配分する方針が示されている。インフラ事業は安定した収益を得られやすく、実際には米国や欧州への投資が大半になるとみられる。

首相、民進議員の質問に激高 「デマ」と声荒げる

東京新聞 2017年2月7日

「全くの誹謗中傷だ」「これをデマって言うんですよ」。安倍晋三首相が7日の衆院予算委員会で、民進党の井坂信彦氏の質問に声を荒らげ、激高する一幕があった。

井坂氏は、日米経済協力の一環で米インフラ投資に年金積立金管理運用独立行政法人（GPIF）の資金を活用する案を不安視する支持者の意見を紹介。これに首相は「私も支持者から『なぜデマを民進党は言うのか。足を引っ張っている』と言われる」と反発、次第にヒートアップした。

首相のボルテージの高まりに合わせ場内は騒然。浜田靖一委員長は「双方ともに、冷静な議論をお願いします」とたしなめた。

（共同）

反論で「デマ」 衆院予算委は与野党ヤジで騒然

（毎日新聞）2017年2月7日

安倍晋三首相が7日の衆院予算委員会で、野党の質問に対し「デマ」という言葉を使って色をなして反論する場面があった。経済協力が焦点となる10日の日米首脳会談に向けて、年金積立金管理運用独立行政法人（GPIF）の資金を投入する可能性について「全く事実と違う」と強く否定した。

民進党の井坂信彦氏が「地元で『年金のお金で米国の雇用を増やすのか』と言われる」とした上で、GPIFの対米投資が増えるかどうか見解を求めた。首相は人さし指を立てながら「私はGPIFに（運用の）指示をできない。できないことをできるかのごとく言うのをデマと言う」などと反論した。

デマという刺激的な言葉を受けて委員会室は与野党のヤジで騒然となり、浜田靖一委員長が「不規則発言はやめてください」と一喝した。【光田宗義】

「年金カット法案」が示す「世代相互の思いやり」

保険研究部 主任研究員・年金総合リサーチセンター兼任 中嶋 邦夫

ニッセイ基礎研究所 2017年02月08日

2016年9月26日に始まった臨時国会では、野党から「年金カット法案」と呼ばれた国民年金法等改正案（2016年3月11日提出、同年12月14日成立）が注目されました。本稿では、同法案のうち「年金カット」と呼ばれた部分を確認します。

1——何が見直されるのか：年金額改定ルールのうち、本則の特例部分。

同法案の内容は多岐にわたりますが、年金カット法案と呼ばれた部分は、年金額改定の本則ルールの見直しです。

現在の年金額の改定率は、常に適用される本則の改定率と、財政健全化中にのみ追加適用される調整率（マクロ経済スライド）を合わせたものです〔図表1〕。近年はマクロ経済スライドが注目され、本則の改定率はほとんど話題になっていませんでした。今回注目されたことは、年金改定の基礎を知るための良い機会といえるでしょう。

現在の本則の改定ルール〔図表1〕は2004年改正で導入されたものです。2004年改正前は、どのような状況でも図表2の(1)～(3)の場合と同様に*改定されていましたが、2004年改正では、賃金上昇率が物価上昇率を下回る場合（(4)～(6)）には受給者に配慮して特例ルールを適用することになりました。今回の見直しの対象は、この特例ルールのうち(5)と(6)の部分です。

〔図表1〕現在(年金財政健全化中)の年金額改定ルールの概要

現在の年金額の改定率=本則の改定ルール+財政健全化のための調整率(いわゆるマクロ経済スライド)

〔図表2〕本則改定ルール



	賃金と物価の関係			現行の改定率		年金財政の バランスへの 影響	法案の改定率	
	賃金 上昇率	大小 関係	物価 上昇率	67歳 まで	68歳 以降		67歳 まで	68歳 以降
(1)	+	>	+	賃金 上昇率	物価 上昇率	改善方向	賃金 上昇率	物価 上昇率
(2)	+	>	-					
(3)	-	>	-					
(4)	+	<	+	賃金	賃金	中立的	賃金	賃金
(5)	-	<	+	ゼロ	ゼロ	悪化	賃金	賃金
(6)	-	<	-	物価	物価	悪化	賃金	賃金

2——なぜ見直されるのか：特例ケースが頻発して年金財政に悪影響。その結果、将来の給付に悪影響。

公的年金財政の主な収入は保険料で、保険料は現役世代の賃金に応じて変動します。見直し対象の(5)と(6)では、収入（保険料）の伸びを上回る形で支出（年金給付）が伸びることになるため、年金財政の悪化要因となります。マクロ経済スライドによる給付調整

(実質的な削減)は年金財政が健全化するまで続くので、年金財政が悪化すると実質的な削減が長引いて、より将来の給付水準が予定より低下することになります。(5)や(6)のケースがまれであれば大きな問題はありませんが、2004年改正後はこれらが頻発したため、今回見直されることになりました。

3——どう見直されるのか：将来世代への影響を中立的に。年金受給者も現役世代の痛みを共有。

改正後は、(5)や(6)のケースでも(4)と同様に賃金上昇率に合わせて年金額が改定されます。この結果、年金財政への影響が中立的になり、将来給付への悪影響がなくなります。しかし、改正後の(5)や(6)では賃金上昇率がマイナスでかつ物価上昇率を下回っているため、名目の年金額が前年度より下がり、実質的にも年金受給者の購買力が低下します。この点が「年金カット」と批判されました。しかし、年金額の改定率が賃金上昇率ということは、現役世代の賃金の伸びと同じということです。つまり、受給者も現役世代も同じ痛みを共有する形です。

4——法案からの示唆：将来の給付も大事だが、現在の受給者の調整余地の小ささにも配慮が必要。

今回の見直しの興味深い点は、施行時期が2021年4月と比較的遅めに設定された点です。将来給付への悪影響を緩和する観点からは、なるべく早期に見直しが実施されるべきです。しかし、現在の受給者は既に退職しているため、制度改正で予定外に年金給付が目減りしても家計をやりくりする余地が小さくなっています。遅めの施行時期は、将来への配慮と現在への配慮のバランスが重要であることを示唆している、といえるでしょう。

自己負担 2割→3割の改正法案

テレビ東京 2017/2/7

政府はきょう高所得の高齢者が介護サービスを利用する際の自己負担割合を現在の2割から3割に引き上げることなどを盛り込んだ介護保険法改正案を閣議決定しました。法案で3割負担の対象となるのは年金だけで年間344万円以上の収入がある単身者などおよそ12万人です。また、現役世代が払う保険料負担を収入に連動することも盛り込んでいます。

塩崎大臣会見概要

(H29.2.7 (火) 9:16 ~ 9:29 省内会見室)

(大臣) おはようございます。私からは特にございません。

《質疑》

(記者) 先ほど閣議決定された介護保険関連法案について、現役の世代や一定の所得の高齢者の負担を求めるものとなっておりますが、今後の国会審議においてどのように理解を求めていかれるか、大臣のお考えをお聞かせください。

(大臣) 今回、介護保険に関しまして、特に地域包括ケアシステムを2025年に向けて構築するという中で、改正法案を出さしていただいております。御指摘がございました利用者負担の問題について、低所得者の負担は据え置いた上で、制度の持続可能性を高めるために、世代内・世代間の負担の公平、負担能力に応じた負担という観点から、様々な配慮を行いながら実施していこうと考えております。具体的には、今回、3割負担を導入いたしますが、対象は2割負担者よりも一層範囲を限定した、特に所得の高い方々に絞って、また、負担の上限額である月額4万4,400円を据え置いております。それから、一般区分の上限額を3万7,200円から4万4,400円に引き上げるということですが、1割負担のみの世帯の場合は、年間の負担が増えない水準で上限を新たに設ける、つまり、今まで3万7,200円が月々の上限だったわけですが、これを4万4,400円に引き上げるけれども、年間の上限額では、これまでの3万7,200円の12月分、すなわち44万6,400円は変わらないということで、設定させていただいているということでもあります。制度の持続性ということも含めて、しっかりと国会の中で丁寧に御説明して、御審議を賜って、御理解いただいで、早期成立を図ってまいりたいと思っております。

(記者) 別件ですが、今週金曜日に日米首脳会談が行われる見込みとなっております。先週、一部の報道でGPIF（年金積立金管理運用独立行政法人）の資金を活用して、アメリカのインフラ事業に投資することが検討されているというものがありましたが、改めて事実関係を教えてください。

(大臣) 先週の金曜日の予算委員会で、この問題が取り上げられたわけではありますが、総理並びに私の方から明確に答弁をしたとおり、政府としてそのようなことを検討しているということは全くないということがまず第一点であります。そもそもGPIFは何度も申し上げているように、政府がどこに投資をしるというような指示をすることはそもそも法律上できないことになっております。GPIFは被保険者の利益のことだけを考慮して運用を行うということが、厚生年金保険法の第79条の2に、「専ら厚生年金保険の被保険者の利益のために、長期的な観点から、安全かつ効率的に行う」となっているわけでありますので、他事考慮の禁止とよく言いますが、政府から言われたり、外の人から言われたりというようなことで、影響を受けることは全くなく、独自の判断で、唯一、被保険者、年金を貰われる方々、そして、年金保険料を支払っていただいている方々の利益のためだけに、運用のことを一生懸命考えることが使命でありますから、GPIFの被保険者の利益ということを考えれば、そこに政治判断が入るということはありません。これを改めて強調させていただきたいと思っております。